平成２７年（フ）第４９５号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目16番５号　ヴィラ・カスガ103
債務者　大吉　拓海
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７４１号
北海道江別市朝日町17番地　K11―58
債務者　藤田　武志
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５１号
札幌市北区篠路２条４丁目６番５号　コーポ高橋201号
債務者　山本　　均
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６７号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目３番23号　エバーヒルウィズ102号
債務者　佐々木洋貴
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６８号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目３番23号　エバーヒルウィズ102号
債務者　佐々木理絵（旧姓原・及川）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７０号
札幌市白石区栄通１丁目７番２号
債務者　行方　和之
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９４号
札幌市豊平区平岸３条18丁目２番18号　エルキュール318―202号
債務者　木藤　房枝（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９９号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番38―705号
債務者　大平美紀子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１３号
札幌市北区麻生町１丁目３番23号　ピュア麻生101号
債務者　矢光　　登
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１９号
札幌市中央区北７条西19丁目２番地６　ノーブルハイツ103号
債務者　吉田ひろみ
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２０号
札幌市西区二十四軒３条５丁目９番４号　幸福マンション103号
債務者　中村　恭子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２５号
北海道江別市上江別427番地の５　サンコーポラス２―303
債務者　齋藤　宏毅
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３２号
札幌市西区琴似１条６丁目３番24―202号
債務者　中村菜津美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３６号
札幌市豊平区西岡４条１丁目３番１―202号
債務者　藤田亜希子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３８号
札幌市白石区南郷通６丁目北４番10号　シティコート南郷202号
債務者　菊池　雄介
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４２号
札幌市北区屯田８条12丁目10番６―301号
債務者　野地　理介
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４４号
札幌市東区北24条東９丁目１番33号　ナベビルⅡ205号
債務者　吉川　秀叙
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部